

# エンルムカップ 2023

## 帆走指示書

### 1 適用規則

- 1.1 「セーリング競技規則 2021-2024」(以下:RRS)に定義された規則を適用する
- 1.2.1 [DP]は、その規則の違反に対するペナルティをプロテスト委員会の裁量により失格より軽減することが出来ることを意味する
- 1.2.2 [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している
- 1.3 規則42違反に対し付則Pを適用する。ただしP5は適用しない。

### 2 競技者への通告

競技者・支援者への通告は陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する

### 3 帆走指示書の変更

帆走指示書に変更がある場合には、それが発効する当日の最初のクラスの予告信号時刻の60分前までに掲示する。但しレース日程の変更はそれが発効する前日の18時までに掲示する

### 4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部に掲示する
- 4.2 [DP] [NP]音響1声とともに掲揚される「D旗」は、艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならないこと、および「予告信号」はD旗掲揚後30分以降に発することを意味する。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。これはRRSレース信号を変更している
- 4.3 最初のクラスの予告信号予定時刻の「30分前」までに「D旗」が掲揚されない場合。そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている
- 4.4 「回答旗」が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の1分を「30分以降」と置き換える。これはRRSレース信号を変更している

### 5 申告[DP] [NP]

- 5.1 艇はD旗掲揚の有無に関わらず、各日程のブリーフィング後から最初のレースの予告信号予定時刻30分前までに、陸上本部においてタリーボードのタリーを裏返して出艇申告をしなければならない。帰着後に再出艇する場合も出艇申告をしなければならない
- 5.2 帰着申告は、レース終了の60分後を締切時刻とするが、原則として帰着後速やかにタリーボードのタリーを元に戻さなければな

らない。レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。再出艇後に、帰着した場合も帰着申告をしなければならない

5.3 レースに出走しない艇は、陸上本部に、出走しないことを申告しなければならない（DNC申告）

5.4 リタイヤしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は速やかにレース海面を離れ、近くのレース委員会艇にその旨を伝えなければならない。艇長は帰着後陸上本部にリタイヤ申告書またはDNC申告をしなければならない

5.5 指示5.1に違反した艇は、一連の最初のレースを、指示5.2に違反した場合、一連の最後のレースをそれぞれ審問なしでPTPと記録され、確定順位に対して+3点のペナルティが課せられる。但し当該種目参加艇数+1を上回らない。

これはRRS63.1および付則A4、A5、A10を変更している

## 6 レース日程

6.1 最初のレース予告信号は次の通りとする

日程	予告信号予定時刻	種別	レース
6月17日(土)	13:00	開会式・ブリーフィング	
	13:55	オープンクラス	第1レース予告信号
	14:00	ジュニアクラス	第1レース予告信号
	引き続き	オープンクラス・ジュニアクラス	
6月18日(日)	08:00	ブリーフィング	
	09:25	オープンクラス	当該レース予告信号
	09:30	ジュニアクラス	当該レース予告信号
	引き続き	オープンクラス・ジュニアクラス	


6.2 本大会は最大で5レース行う

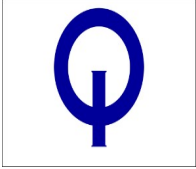
6.3 6月18日は13:00以降の予告信号は発しない

6.4 1つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低1分以前に音響1声とともに本部船に「オレンジ旗」を掲揚する

## 7 クラス旗

7.1 クラス旗は次の通りとする

オープンクラス	 シーホッパーSR旗
---------	--

ジュニアクラス	 OP 旗
---------	---

## 8 レース・エリア

8.1 添付図1にレース・エリアの位置を示す

## 9 コース

9.1 添付図2に回航すべきマークの順序及びマークの通過すべき側を示すコース図を示す

9.2 第1マークへのおおよそのコンパス方位は予告信号以前もしくは同時に信号艇に掲示する

## 10 マーク

マーク①、②、は「黄色円柱ブイ」とし、帆走指示書12によるレグの変更の新しいマークは「ピンク色円柱ブイ」とする

## 11 スタート

11.1 スタートラインはスターボードの端にある信号艇のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

11.2 [DP] [NP] 予告信号がまだ発せられていないクラスの艇は、スタート・エリアからおおよそ50m以上離れ、すでに予告信号が発せられている全ての艇を避けなければならない

11.3 当該クラスのスタート信号後4分より後にスタートする艇は審問なしにDNSと記録される。これは付則A4およびA5を変更している

### 11.4 スタート信号

スタート5分前	「クラス旗」掲揚↑	音響1声
スタート4分前	「準備信号」掲揚↑	音響1声
スタート1分前	「準備信号」降下↓	長音1声
0	「クラス旗」降下↓	音響1声

## 12 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュラインを移動し）、実行できればすぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 13 フィニッシュ

フィニッシュラインはレース委員会艇の青色旗を掲げたポールと、「黄色円柱ブイ」のコース側の間とする。

## 14 タイムリミットとターゲットタイム

14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次のとおりとする。時間通りとならなくても救済要求の根拠とはならない。これはRRS62・1(a)を変更している。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	ターゲット・タイム
オープンクラス	60分	15分	40分
ジュニアクラス	60分		30分

14.2 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問無しに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これはRRS35、A4、A5を変更している。

## 15 抗議と救済要求

15.1 抗議及び救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に提出されなければならない。抗議書は陸上本部にある「所定用紙」に、抗議締切時刻である当日の最終レース最終艇のフィニッシュ時刻の「60分後」またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」の信号を発した時刻の「60分後」のいずれか遅い時刻までに陸上本部に提出しなければならない。プロテスト委員会の裁量によりこの時刻は延長することがある

15.2 抗議に関する報告は、審問の時刻及び場所、抗議の当事者または証人として指名されたものを競技者に知らせるために、抗議締切時刻後「30分以内」に通告する

15.3 指示1.3に基づきRRS42違反に対するペナルティーを課された、またはプロテスト委員会により失格とされた艇のリストは公式掲示板に掲示される

15.4 レース委員会、またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する

15.5 審問の再開要求は次の締切時間内に提出されなければならない。

- ①要求する当事者が最終日以外に判決を通告された場合には翌日の抗議締切時間内
- ②要求する当事者が最終日に判決を通告された場合には、通告後30分以内

## 16 得点

16.1 オープンクラスは、道東ヤードスティックナンバーを使用して得点をつける

16.2 完了したレースが4レース未満の場合は、全てのレースの合計得点をその艇の得点とする。これはRRS付則A2.1を変更している

16.3 本大会は1レースを完了することで成立する

## 17 安全規定[DP] [NP]

レース委員会は危険な状態にあると判断した艇に対しタイヤの勧告および強制救助を行うことが出来る。この項は艇による救済要求の根拠にはならない。これはRR S 60.1(b)を変更している

## 18 装備の交換と計測のチェック[DP] [NP]

18.1 損傷または紛失した装備の交換はレース委員会の承認なしでは許可されない。

18.2 艇はクラス規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。検査の指示を受けた艇は直ちに指定されたエリアに向かわなければならない

## 19 運営艇の標識

レース委員会艇	白色旗
プロテスト委員会艇	赤色旗
救助艇・支援艇	緑色旗

## 20 支援艇[DP] [NP]

20.1 支援艇は、危険な状態にあるボートからの救助要請により救助を行うか、プロテスト委員会またはレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの 50m以上外側にいなければならない。

20.2 艇の安全な出艇を確保するため、出艇する支援艇は、『D旗』掲揚後10分間は離岸してはならない。

20.3 支援艇の出艇申告、着艇申告は、指示5に従い、貸与する緑色旗の受け渡し、返却による。

20.4 支援艇は、水上にいる間、緑色旗を目立つように掲揚しなければならない。

20.5 支援艇は、水上にいる間、艇および運営艇を妨げてはならない。

20.6 支援艇は、レース委員会およびプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

20.7 レース委員会から要請された場合、支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この要請はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示20.1から20.6までは適用しない。

20.8 支援艇は、指示8の添付図に示す実施区域の本航路側、ボンテンで区切られた外側の立ち入り禁止区域へ出てはならない。

## 21 艇体・セールに関する特別許可[DP]

各クラスとも、クラス規則の艇体番号並びにセール番号の同一性に関する条項は適用しない。但し同一セール番号を同時に使用してはならない。

## 22 ごみの処分[DP]

ごみは海中投棄してはならない。

## 23 無線通信[DP]

艇は、レース中に無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

## 24 賞

### 24.1 大会レース公示による

## 25 責任の可否

25.1 本大会に参加するすべての選手は、自己の責任においてレースに参加するものとする（RRS3参照）

25.2 本大会の主催団体は、本大会の前後および期間中に発生した人身事故（障害・死亡等）ならびに物的事故（損傷・盗難等）について、その責任を一切追わないものとする。